

一 陸軍司政官及海軍司政官特別任用

令

一大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和十七年二月二十五日

内閣總理大臣東條英機

陸

勅令第

號

陸軍司政官及海軍司政官特別任用令

陸軍司政官及海軍司政官ハ各其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有ス
ル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ
得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「神祇院ノ副總裁、敎務局長及調査官、」ノ下ニ「陸軍
司政官、海軍司政官、」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内

閣

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分限
 又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セ
 サル文官ニ關スル件中改正ノ件
 一 昭和十六年勅令第四百十八號奏任
 ノ商工省工務官ノ特別任用ニ關スル
 件中改正ノ件
 右謹テ上奏シ恭シク
 聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議
 ニ付セラレムコトヲ請フ

均

局